

(図表3) ソフトバンク株の第1回社債型種類株式の発行スケジュール

2023年5月24日	本社債型種類株式に係る定款変更を公表、第1回社債型種類株式に係る発行登録書の提出
2023年6月20日	定時株主総会(定款変更を承認)
2023年9月25日	第1回社債型種類株式の発行に係る取締役会の決議(同時に資本金および資本準備金の額の減少も決議)、訂正発行登録書の提出
2023年10月13日	第1回社債型種類株式の発行条件の決定に係る取締役会の決議、発行登録追補書類の提出
2023年11月1日	第1回社債型種類株式の発行日・払込期日、資本金および資本準備金の額の減少の効力発生日
2023年11月2日	第1回社債型種類株式の上場日

拡大につながる可能性がある。

- (3) もともと、発行会社としては、ハイブリッド債について格付機関による資本性評価を受けることにより、格付機関との関係において資本増強という目的を達成することができると見込まれる。
- (4) ただし、会計基準がIFRS等の場合には、念のため監査法人の確認を要する。
- (5) 日本銀行「資金循環統計(速報)(2024年第2四半期)2.金融資産・負債残高表(1)全体表」20頁。
- (6) なお、岸田政権も、個人資産につき「貯蓄から投資へ」をメッセージとして掲げている(2023年6月30日「資産所得倍増元年―貯蓄から投資へ」岸田総理からのメッセージ「首相官邸ウェブサイト」https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20230630contribution.html)。

第2章

会社法、上場規程、金商法の観点から 社債型種類株式における 法務上の留意点

発行のスケジュール

ソフトバンク株の第1回社債型種類株式の発行スケジュールは図表3のとおりである。

本社債型種類株式の事例においては、定款変更と同じタイミングで発行決議も行うのではなく、定款変更

を公表し、株主総会において定款変更が承認された後、一定期間の経過後に発行決議が行われることが想定される(金融商品取引法(以下、「金商法」という)上の発行開示書類としては、後記第2章「本社債型種類株式に関する開示の留意点」とおり、有価証券届出書ではなく発行登録が用いられる)。

(この章のエッセンス)

● 会社法上、東京証券取引所の上場要件、格付機関による資本性認定などさまざまな要素を考慮して、本社債型種類株式の設計を行うことになる。

● 有利発行規制やインサイダー取引規制にも留意しつつ、本社債型種類株式の発行に向けた手続を進める必要がある。

主な商品設計

本社債型種類株式の設計(株式としての内容)については、会社法上の観点の他、東京証券取引所の上場要件、格付機関による資本性認定などさまざまな考慮要素がある。

本社債型種類株式の商品設計

これまでに公表されている本社債型種類株式の事例における商品設計は、優先配当金の内容を除けばおおむね同じである。そこで、2024年8月30日に発行決議(同年9月13日に条件決定)が行われたソフトバンク株の第2回社債型種類株式(以下、「第2回社債型種類株式」という)